腰痛予防対策に関する項目

これまでも腰痛予防については、府立学校安全衛生協議会腰痛・頸肩腕症部会で協議を重ねていただき、腰痛予防体操を府立学校へ通知するなど効果的な腰痛予防対策を周知してきたところ。

引き続き、腰痛予防について腰痛・頸肩腕症部会でご協議いただき、より効果的な対策等を府立学校に周知し、各校の実情に応じて腰痛予防に取り組むよう働きかけていきたい。

定期健康診断に関する項目

職員の健康診断については、血液検査対象者の年齢制限を撤廃するなど、労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく法定項目以外に、受診項目等を充実してきた。

職員の健康診断については、限られた財源の中で実施しているところであり、要望の公費対応は困難。

統合ICTを円滑に稼働させるなど、教職員の負担軽減に関する項目

4～6月初旬にかけ、サーバが不安定な状況であり、サーバの不具合により一部のパソコンからネットワークに接続できない状況がありました。障害の原因は、サーバの設定上のミスと「個人情報移行作業」に伴うネットワークへの高負荷の発生の2つです。

サーバの設定上のミスについては6月13日～15日にかけて再設定を行い正常化した。

10月には一部の端末で接続できないことがありましたが、サーバの設定を見直すことにより改善を図った。

業務処理に影響が出ないよう対応し、今後も、よりスムーズに業務処理が行えるよう、更なる改善に努めていきます。また、障害発生を未然に防ぐためのサーバ監視を強化するとともに、障害発生時には迅速な対応と適切な処置を行う。

　給食調理場へエアコンを設置するなど、労働環境の改善に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

　府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めていきたい。

介護休暇及び病気休暇の代替職員を速やかに配置するなど、当該職場の勤務条件を維持する観点から必要な措置に関する項目

介護休暇、病気休暇の代替措置が必要となった場合には、これまでも校長・准校長と協力し、学校運営に支障が生じないよう、必要な措置を講じているところですが、結果として、代替職員がなかなか確保できなかった事例も発生していることは十分認識している。

代替教員の配置については、府教育委員会における講師登録者の中から行っているところですが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配布、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

今後とも、これらの手立てを講じることで、すみやかな代替職員の確保に努めていきたい。

腰痛や妊娠中などの職務軽減に関する項目

妊娠中の体育実技担当教員の実技時間の軽減措置については、支援学校に勤務する女性教員の母性保護を図るため、これまでもその内容について、必要に応じて改善に努めてきたところ。

腰痛に対する体育実技等担当時間の軽減措置については、必要な非常勤時間数を予算の範囲内で措置することとしているところであり、これら非常勤講師の配置については、今後も、校長・准校長と協力し、必要な措置を講じていく。

定数内講師が多く校務分掌の偏りによる負担に対する必要な措置に関する項目

教職員の採用については、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。

新規採用者数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、専門性の維持や教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定しており、今後とも、可能な限り新規採用者を確保していきたい。

時間外業務削減対策に関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成20年１月に「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、様々な角度から検討を行い、平成24年度には、「教職員の業務負担軽減に関する報告書」をとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

今後、この報告書に示された「今後の取組み」について、教育委員会の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきます。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務条件に関わる事項について必要に応じて所要の協議を行っていきたい。

支援学校の過密化による業務負担軽減に関する項目

平成２１年３月に策定した「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、現在府内４地域で新校を整備しているところですが、これらが開校する平成２７年度には、府内全域で現在よりさらに約５００人の受け入れが可能となります。また、平成２６年２月におけるデータ（出生数、入学率）をもとに今後の府立知的障がい支援学校における在籍児童・生徒数は現在の動向を推計したところ、これまでに比べて今後その伸びは大幅に鈍化する見込みとなっている。

こうしたことから、府内全域を見渡すと、現時点において直ちに新たな支 援学校の整備計画を策定しなければならない状況ではないと考えていますが今後の児童・生徒数の動向を引き続き注視し、必要な対応を行っていきたい。

エレベータが使用できない事などによって生じている負担に関する項目

交野支援学校四條畷校については、開校前に消防法に適合する必要な安全対策を講じた上で、改修工事を実施したところ。

施設設備の整備については、引き続き学校からの要望や生徒の実態を踏まえ関係課とも連携し、必要な対応をしていく。

　看護師を定数外で配置するなど、教職員の負担軽減に関する項目

看護師の配置についてては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用しています。平成26年度は教員１～５人の教員定数枠を活用し、各校40～200時間の時間内で、特別非常勤講師として看護師を配置している。

　府独自で新たに看護師の定数枠を設けることは困難ですが、標準法定数で配置することを可能とする制度改正について、今後とも、国に対して要望していく。

　なお、大阪府教育委員会としては、医療的ケアへの対応が多様化・高度化している学校の実情を踏まえ、常勤看護師の配置について新たに予算要求を行っているところ。

　支援学校幼稚部の入学準備業務に関する項目

幼稚園への入園資格については、学校教育法第２６条に「幼稚園に入園することのできる者は、満３歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と規定されており、聴覚支援学校幼稚部において大阪府独自の制度化を行うことは考えていない。

　なお、早期教育相談につきましては、これまでと同様に実施していきます。今後とも、聴覚支援学校が、聴覚障がい教育のセンター的役割として、地域と連携し、乳幼児の支援に更なる貢献ができるよう、学校とも相談しながら、対応していく

幼稚部の入学予定者に関しては、小学部・中学部・高等部への入学予定者と同様、早期教育相談や学校見学会の場を活用することはもちろん、各学校が府内５か所のぴょんぴょん教室とも連携して、情報の収集・提供を行うなど、個に応じた指導ができるよう努めていると聞いている。

　エアコンの使用に制限がかからないよう必要な措置に関する項目

学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めるとともに、学校の意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めていきたい。

必要な出張に支障がでないよう必要な措置に関する項目

学校への旅費の配当については、教職員数に応じて措置する「人員割単価」や修学旅行の付添補助など、一定基準に基づいて配当している。

各学校において旅費を執行されるに当たっては、年間を通じてその重要度、緊急度を見極め、用務、期間や人数等についても十分に精査の上、引き続き計画的かつ効率的な執行するよう依頼している。

旅費の各学校の現況を把握するため、６月に平成２６年度の執行計画の調査を実施し、各学校の執行状況・計画の把握を行ったところ旅費予算に不足が見込まれることから、予算の増額確保に努めた。

１１月の執行状況調査を踏まえ、１２月１５日に各学校に対し予算の調整配当を行った。

これ以上の学校での精査は生徒の安全管理や学校運営に支障をきたすものと考えており、平成２７年度の予算配当に当たってはこのようなことも踏まえ対応していく。